

公法判例研究

東北大学公法判例研究会

六四 労働大臣が石綿製造工場等における石綿関連疾患の発生防止のために、省令制定権限を行使しなかったことが国家賠償法上違法であるとされた事例

最高裁判平成二六年一〇月九日第一小法廷判決（平成二六（受）賠償請求事件（第一事件）、平成二三（受）二四五号・損害賠償請求事件（第二事件））判時二二四二号三頁

【事実の概要】

本件は、大阪府泉南地域に存在した石綿製品の製造、加工等を行う工場又は作業場の元従業員又はその承継人である原告らが、国による石綿の粉じん規制が十分でなかったため石綿工場での作業により石綿肺などの石綿関連疾患に罹患したなどと主張して国（被告）に対して損害賠償を求めた事案である。

原告らは、国が行うべきであった石綿の粉じん規制として、労働省令により石綿工場に局所排気装置を設置することを使用者に義務付けるべきであったなどと主張した。すなわち、労働大臣は、昭和四六年四月二八日、旧労働基準法（以

下「旧労基法」という。）の委任に基づき、特定化学物質等障害予防規則（昭和四六年労働省令第一号。以下「旧特化則」という。）を制定し、石綿粉じんを含む有害な粉じんの発散源に局所排気装置を設置することを使用者に義務付け、使用者がこれに違反した場合には罰則が科されることになったが、昭和三年頃には旧労基法に基づく省令制定権限を行使して旧特化則と同様の規制を行うべきであったなどというものである。

本件は、一陣訴訟（第二事件）と二陣訴訟（第一事件）から成る。一陣訴訟では、一審は原告の請求を一部認容したが（大阪地裁平成三年五月一九日判時二〇九三三三頁）、原審は請求を棄却した（大阪高裁平成三年八月二五日判時二二三五号六〇頁）。二陣訴訟では、一審（大阪地裁平成四年三月二八日判タ一三八六号一七頁）、原審（大阪高裁平成二五年二月二五日民集六八巻八号九〇〇頁）ともに、原告の請求を一部認容した。最高裁は、一陣訴訟につき、一部破棄差戻し、一部上告棄却とし、二陣訴訟につき、一部破棄自判、一部上告棄却とした（二陣訴訟では、平成二六年二月二六日に差戻審である大阪高裁において訴訟上の和解が成立している。以下では、一陣最高裁判決、二陣最高裁判決をあわせて「本判决」という。）

【事実関係および関係法令の概要】

ア 昭和二二年に公布された旧労基法は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものとして労働条

件を確保することを目的とするものであり（一条、使用者は粉じん等による危害防止のために必要な措置を講じなければならぬもの」とされ（四二条等）、労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならないものとされている（四四条）。上記の各規定に違反した者には罰則が科され（二一九条一号、二二〇条一号）、旧労基法四二条から四四条までの規定により使用者が講ずべき措置及び労働者が遵守すべき事項は、命令に委任されており（四五条）、労働安全衛生規則（昭和二年労働省令第五号。以下「旧安衛則」という。）及び旧特化則が、上記の措置及び事項の具体的内容を定めている。

イ 昭和二十七年以降、研究者らによる石綿の粉じん被害の実態調査が行われた。この調査結果等を踏まえ、労働省は、昭和三十一年度から昭和三十四年度まで、石綿肺等のじん肺に関する研究を専門家に委託した。同時に、昭和三〇年頃から一般的な形で局所排気装置の設置の行政指導を行った。そして、昭和三二年九月、「労働環境の改善とその技術―局所排気装置による―」と題する書籍（労働省労働基準局労働衛生課監修。以下「昭和三二年資料」という。）を発行し、昭和三三年五月二十六日には、都道府県労働基準局長宛での「職業病予防のための労働環境の改善等の促進について」と題する通達（同日基発第三三七号。以下「昭和三三年通達」という。）を發出した。通達では、局所排気装置の技術方法については昭和三二年資料を参照することとした。

ウ 昭和三五年三月三十一日、じん肺法が公布された。同法は、石綿肺をも含むようにじん肺を定義し、事業者（昭和五年法律第七六号による改正前のじん肺法にあっては「使用者」）に対し、じん肺の予防のための措置を講ずるよう努める義務を課している（五条）。

エ 昭和四七年六月八日、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）が公布され、これに伴い、旧労基法四二条以下に定められていた安全及び衛生に関する規定が改正され、労働者の安全及び衛生に関しては、安衛法の定めるところによるものとされた。安衛法は、職場における労働者の安全と健康の確保等を目的とするものであり（一条）、事業者は、労働者の健康障害の防止等のために必要な措置を講じなければならないものとされ（二二条等）、労働者は、事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならないとされている（二六条）。上記の各規定に違反した者には罰則が科される（二二一条一号、二二〇条一号）。安衛法二二条、二六条等の規定により事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項は、労働省令に委任されており（二七条）、労働安全衛生規則（昭和四七年労働省令第三号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物質等障害予防規則（昭和四七年労働省令第三九号。以下「特化則」という。）が、上記の措置及び事項の具体的内容を定めている。なお、上記両規則の制定に伴って、旧安衛則及び旧特化則は廃止された。

【判旨】⁽¹⁾

本判決は、判断枠組みを示したうえで、三つの規制権限（局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限、防じんマスクに関する規制権限、抑制濃度に関する規制権限）の不行使の違法性につき、判示している。本稿では、紙幅の関係上、あてはめについては、局所排気装置の設置の義務付けに関する判旨のみを取り上げ、検討を加える。⁽²⁾

一 判断枠組み

ア 「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法二条一項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成一六年四月二七日第三小法廷判決・民集五八巻四号一〇三二頁、最高裁平成一六年一〇月一五日第二小法廷判決・民集五八巻七号一八〇二頁参照）」（以下、「規制権限の不行使に係る準則」とする。）

イ 「これを本件についてみると、…旧労基法及び安衛法が、上記の具体的措置を命令又は労働省令に包括的に委任した趣旨は、使用者又は事業者が講ずべき措置の内容が、多岐にわたる専門的、技術的事項であること、また、その内容を、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合

したものに改正していくためには、これを主務大臣に委ねるのが適當であるとされたことによるものである。

以上の上記各法律の目的及び上記各規定の趣旨に鑑みると、…労働大臣の上記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである（前掲最高裁平成一六年四月二七日第三小法廷判決参照）」（以下、「適時適切性の準則」とする。）

二 あてはめ（局所排気装置の設置の義務付けについて）
「前記の事実関係等によれば、石綿肺の被害及びその対策の状況等につき、次のようにいうことができる。」①「昭和三三年頃、石綿の粉じんによる被害が相当なものであることを認識していた」、②「昭和三三年三月三十一日にされた…委託研究の報告において、石綿肺の概略を明らかにすることができたなど」とされ、同日頃には石綿肺に関する医学的知見が確立していた」、③「昭和三三年当時、…局所排気装置を設置することによって石綿工場の労働者が石綿の粉じんにはく露することを相当程度防ぐことができた」と認められる」、④「局所排気装置の設置状況について…昭和三〇年頃から局所排気装置の設置を指導し、昭和三三年通達等を発出してその普及を図っていたもの…昭和四六年当時においても石綿

工場における局所排気装置による粉じん対策は進んでいなかった。」

「上記のような昭和三三年当時の石綿肺の被害状況等に加え：局所排気装置の設置に関する技術的知見につき、次のようにいうことができる。：①局所排気装置は、その基本構造自体は単純なものであり、②「昭和三〇年頃には局所排気装置の製作等を行う業者も一定数存在していた」、③「労働省は、：昭和三〇年頃から一般的な形で局所排気装置の設置の行政指導を行った」、④「昭和三二年九月には、労働省の委託研究の成果として、局所排気装置の設置に向けた：詳細な検討結果が記載された昭和三二年資料が発行された」、⑤「労働省労働基準局長は、昭和三三年通達を發出し、局所排気装置の設置の促進を一般的な形で指示した上、その際には昭和三二年資料を参照することとした。」

「さらに、：昭和三三年当時における粉じん濃度の測定技術及び評価指標につき、：①昭和三三年には、石綿工場においても粉じん濃度を測定することが可能」となっており、「その使用に特段の支障はなかった。②同年には、粉じん濃度の評価指標として恕限度及び抑制目標限度が存在しており、これらは相応の根拠を有するものであった。」

「以上の諸点に照らすと、労働大臣は、石綿肺の医学的知見が確立した昭和三三年三月三一日頃以降、石綿工場に局所排気装置を設置することの義務付けが可能となった段階で、

できる限り速やかに、旧労基法に基づく省令制定権限を適切に行使し、罰則をもって上記の義務付けを行って局所排気装置の普及を図るべきであったということが出来る。そして、昭和三三年には、：石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるために必要な実用性のある技術的知見が存在するに至っていたと解するのが相当である。また、昭和三三年当時、石綿工場において粉じん濃度を測定することが出来る技術及び有用な粉じん濃度の評価指標が存在しており局所排気装置の性能要件を設定することも可能であったというべきである。そうすると、昭和三三年通達が発出された同年五月二十六日には、労働大臣は省令制定権限を行使して石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けることが可能であったということが出来る。」

「本件における以上の事情を総合すると、労働大臣は、昭和三三年五月二十六日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、旧特化則が制定された昭和四六年四月二十八日まで、労働大臣が旧労基法に基づく上記省令制定権限を行使しなかったことは、旧労基法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであつて、国家賠償法一条一項の適用上違法であるというべきである。」

【評釈】

一 本判決の意義

本判決は、アスベスト製品工場における労働大臣の規制権限の不作為に關し、違法性および国の賠償責任を認めた初めの最高裁判決である。行政庁の規制権限の不作為を理由とする国家賠償請求を最高裁が認めたのは、平成十六年筑豊じん肺最高裁判決、同年水俣病関西訴訟最高裁判決に続き、三件目となる。

本稿では、両最高裁判決との比較をもとに本判決の論理構成につき検討を加える。結論から述べるならば、本判決は、次の意義を有している。すなわち、一方で、筑豊じん肺最高裁判決の判断枠組みの意味するところを明らかにし(一)、他方で、通達等の行政過程をも慎重に審査し、違法性の発生時点を判断している点で、先の最高裁判決と比べ、審査密度の高さを示したと思われる(三)。

二 判断枠組みについて

1 規制権限の不行使に係る準則(判断枠組み「ア」)

本判決は、まず、筑豊じん肺最高裁判決と水俣病関西訴訟最高裁判決を引用したうえで、一般的準則を説示する。「不作為が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」場合に違法性を認めるという判断枠組みは、クロロキン最高裁判決(平成七年六月二三日第二小法廷判決・民集四九卷六号一六〇〇頁)で用いられて以降、行政庁の規制権限の不作為の事例における判例法理となっており、本判決もその立場を維持す

る。なお、一陣高裁判決の独自の判断枠組みについては多くの評釈が存在しており、本稿では割愛する。

2 適時適切性の準則(判断枠組み「イ」)

つぎに、本判決は、適用法令の趣旨目的に照らし、法律の委任を受けた大臣の規制権限の不行使に対する判断枠組みを説示する。前記1の準則では、筑豊じん肺最高裁判決に加え、水俣病関西訴訟最高裁判決をも引用している一方で、適時適切性の準則では、筑豊じん肺最高裁判決のみを引用している。労働安全衛生に係る事案という同一性も理由となりうるが、筑豊じん肺最高裁判決のみを引用したことに積極的意義を見出す立場に立つならば、本判決は、筑豊じん肺最高裁判決と水俣病関西訴訟最高裁判決の違いを意識したものと捉えられうる。

筑豊じん肺最高裁判決と水俣病関西訴訟最高裁判決の判断枠組みの違いは、法律に基づく委任命令の性格に関する文言(適時適切性の準則の前半の段落)と、そのあとに続く「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく」という文言の有無である。これは、念頭に置かれているのが命令制定・改正権限であるか、同権限を前提としたうえでの大臣の個別の規制権限(行政処分)であるかの違いのように思われる。事実関係や判決文から、筑豊じん肺最高裁判決は前者、水俣病関西訴訟最高裁判決は後者に位置付けられうる。そうであるとすると、命令制定・改正

権限がまさに問題となった本件で、筑豊じん肺最高裁判決を引用した準則を示したことは、適切であったと解されよう。

以上の理解に基づけば、本判決では、まず「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」という定式を採用し、つぎに命令制定・改正権限の性質（迅速性と専門技術性）および本件の審査対象が同権限であることを踏まえ、筑豊じん肺最高裁判決（のみ）が妥当すること（すなわち、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく」の文言が必要であること）を示したことになる。

問題は、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく」の文言の意義である。かかる文言の有無は、命令制定・改正権限の不作為と通常の規制権限の不作為に対する統制の仕方の差異に由来するように思われる。後者に関する裁判例を見るに、被侵害利益の重要性や侵害の程度の重大性が重要な判断要素として示される傾向がうかがえる（水俣病関西訴訟最高裁判決⁶、広島地裁平成二四年九月二六日判決判時二二七〇号七六頁等⁷）。これに対し、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正す」る義務が判断枠組みで指摘された本判決や筑豊じん肺最高裁判決では、明らかに保護法益の性質の位置付けは後退している。代わりに、判断要素において決め手となったのが、「医学的知見」と「技術の進歩（技術的知見）」であった。このように、通常の規制権限の場合には、

（侵害の程度が甚だしいことが明らかにになった時点において権限を行使すべき）との規範が示されている一方、命令制定・改正権限の場合には、（侵害の程度が重大でなくとも、医学的知見および技術的知見が確立した時点において権限を行使すべき）との規範が示されている。権限行使の不作為に関する国家賠償請求訴訟の事案では、通常の規制権限よりも命令制定・改正権限のほうが、作為義務が生じる時点という意味において、厳格な統制が課せられているといえよう。さらに、「できる限り速やかに」の文言を加えることで、権限の行使時期に対する厳格な統制の判断枠組みを示したのが筑豊じん肺最高裁判決であり、そのあてはめをより緻密に行い、統制を強めた結論を示したのが本判決ということになる。

なお、「できる限り速やかに」改正すべく」のあとにつづく「適時にかつ適切に行使されるべきもの」の判示部分は、命令制定・改正権限に限らず引照されうる。事実、筑豊じん肺最高裁判決以降、水俣病関西訴訟最高裁判決をはじめ、しばしば裁判例に登場しており、通常の規制権限においても通用することが明らかになっている。

三 あてはめについて

1 違法性の判断要素

本判決は、いわゆる裁量権収縮論に基づく要素（予見可能性、結果回避可能性等）を明示することなく、かつ、それらの

要素をすべて盛り込んだ判断を行っていない。すなわち、期待可能性（相当性）や補充性等の要素について判断するまでもなく、総合考慮により違法を認定している。関連法令の解釈から離れた要素の類型化、ないし加重とは距離を置き、最高裁の立場といえる法令の解釈を基点とした総合的な考慮に徹したといえる。

かかる総合考慮のなかで重要な位置を占めているのは、前述の通り、「医学的知見」と「技術的知見」である。事実認定を説示したうえで、改めてこれらの知見の確立があったことを明示し、その確立時点を軸に違法性を認定しているからである。これらの要素の重みづけは、適時適切性の準則内の命令制定・改正権限への規律に適合するものであり、判断枠組みとあてはめの対応として適切なものと評価できる。筑豊じん肺最高裁判決および本判決によつて、命令制定・改正権限の不行使の事例における判断枠組みとそれに基づく判断要素の範例が示されたといえよう。ただし、筑豊じん肺最高裁判決は、「医学的知見」と「これに基づくじん肺法制定の趣旨」に沿った見直しが必要であったと判示しており、やや体裁を異にするが、これは後述する本判決における通達への着目¹²が理由である。

なお、本判決が生命、身体等の保護法益の重大性および被害の深刻さを重視したと評することには留保が必要である。かかる評価は一陣最高裁判決との比較においてのみなされう

る。石綿製品の社会的必要性や工業的有用性をも考慮に入れたうえで、原告の請求を棄却した一阵最高裁判決と比べるならば、たしかに生命・身体等の利益を重視したといえるが、一阵最高裁判決の特異性は先行評釈の指摘する通りであり、筑豊じん肺判決や他の関連判決に照らした場合、かかる評価は的確ではないと思われる¹³。

2 違法性の基準時

さらに本判決のあてはめに特徴的なのは、行政指導や通達では設置普及が不十分であったことの指摘である¹⁴。

本判決では、昭和三年の通達の発出が、技術的知見の確立の決め手となっている。装置の単純さや製作者の存在、行政指導に加え、通達での設置義務付けの指示をもって、技術的知見は確立していたと判断しているのである。一方、筑豊じん肺最高裁判決では、「昭和三〇年代初頭までには」等と工学的知見の確立時期が曖昧である。ゆえに、昭和五年じん肺法制定の立法過程に着目し、同法制定時を違法性認定の契機としている。通達に着目することによって、本判決では、違法性認定の契機を昭和五年のじん肺法制定時より二年早い時点とすることが可能となった。

医学的知見の確立時期に関しても本判決は、筑豊じん肺最高裁判決とは異なる判断を下した。筑豊じん肺最高裁判決は、じん肺法制定に向けた審議会医学部会の意見公表時（昭和三四年九月）を医学的知見の確立時期とした一方、本判決

は、労働省の委託研究の報告日(昭和三年三月三日)としており、行政内部における経緯をより仔細に検討している。もともと、かような審査は本件二陣高審判決が先に行ったものであり、最高裁はそれを支持したことになる。行政内部の経緯により踏み込んだ時期の画定に関しては、筑豊じん肺最高裁判決の評釈においてその必要性が指摘されていたように評価に値する一方で、実務上、行政庁に対し行政立法の見直しに関するより厳格な行為規範が示されたといえる。

もともと、通達等の行政内部の過程や行政指導等の事実行為を考慮に入れることが、必ずしも本判決のような違法性の(早期の時点での)認定につながるわけではない。事実、前述のクロロキン最高裁判決および宅建業法最高裁判決(平成元年一月二四日第二小法廷判決・民集四三卷一〇号一一六九頁)は、行政指導による対応をも考慮に入れながら違法性を否定している。法的拘束力のない手段であれ行政が何らかの措置をとっていた点につき、十分ではないと断じながらも一定の評価を与えた両判決の立場から転じて、最高裁は、それらの措置をとっていたのであれば、命令制定・改正権限の行使は可能だったのであり、すべきであったとの考えをもって、違法性を――より早期の時点で――認めた。かような意味においても、本判決の厳格な審査態度を読み取ることができる。

なお、本判決は、罰則をもった設置義務付け規定の必要性を判示した一方、かかる規定を設けた後の執行状況には最高

裁(および下級審)は関知していない。すなわち、罰則をもった規定を設けた昭和四六年四月二八日(旧特化則制定)までの違法性を審査し、違法と判断するにとどめた、ともいえる。この時点以降に石綿製品の製造等に従事した原告の救済が斥けられていることを踏まえると、規定の執行状況にまで踏み込んだ規制権限の不行使を争う余地もあつたように思われる。

四 本判決の射程

あくまで、本判決は適用法令の目的を基点としていることから、事例判決にとどまる。ただし、裁判実務への影響は以下のように考えられよう。

第一に、適時適切性の準則につき、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく」の判示は、法律の包括的委任を受けた命令制定・改正権限が問題となる事例において引照される可能性が高い。ただし、行政手続法三八条二項所定の行政立法の一般の見直し義務のみならず、専門技術に適合した規定への迅速な見直し義務が要請されることについては、生命、健康等の利益の保護を目的とする法令が問題となる事案であることが理由となりうる。このことから、右判示の射程は、かかる利益の保護を目的とする法律の包括的委任を受けた命令制定・改正権限が争われている事例に及ぶことになる。

第二に、同準則につき、「適時にかつ適切に行使されるべ

きものである」の判示はより広い射程を有する。この判示が用いられた判決においても、生命、身体等の利益の保護を目的とする規制権限が問題となつてゐることから、かかる目的が権限行使の適時適切性を要請する論理構成は広く用いられる。

但し、生命、身体等の保護法益は、適時適切性の準則が用いられる事案の前提として求められるものであり、違法性の判断要素において重視されるかどうかとは別の議論であることに留意する必要がある。右準則を要請する前提条件として、すなわち準則の射程として保護法益は論じられうる。違法性判断における位置付けは前述の通り、規制権限の性質に応じた準則に照らして判断されることになる。

第三に、医学的知見の確立時期につき、建設アスベスト訴訟判決において、本判決同様、研究報告がなされた昭和三十三年三月三十一日時点を契機とする判断がすでに現れている。今後のアスベスト関連訴訟はもとより、医学的知見の確立が違法性の判断要素となる事例において、本判決の判断は少なからぬ影響をもたらすように思われる。

(高畑 柊子)

(1) 二陣訴訟における判旨を引用している。一陣訴訟最高裁判決では、二陣訴訟同判決のあてはめにおいて指摘された、昭和三十三年当時

における粉じん濃度の測定技術及び評価指標の有効性の記述がないが、これは、一陣訴訟高裁判決がこの点の事実を認定しなかったことに由来する。この点以外で両判決に異なる点はなく、この点の事実認定の有無は結論を左右するほどの重要性は有しないといえる。

(2) なお、防じんマスクと比較において、微妙な判断を下している。すなわち、本判決は、「石綿工場における粉じん対策としては：防じんマスクは補助的手段にすぎないものであり、平成七年の特化則改正に基づく事業者に対する労働者の防じんマスク着用義務付け規定の追加以前の、事業者への防じんマスク準備義務と労働者の着用義務(旧安衛則一八一条、一八五条)等をもって、「労働者の防じんマスクの使用は相当程度確保される」と判示した。とりわけ、違法性の否定に作用したのは、専ら本件事案における防じんマスクの補助的手段たる性格であるが、補助的手段であることにより違法性の判断過程における審査密度が局所排気装置の場合に比べ、明らかに希薄であった点、二陣高裁判決が、「石綿肺以外の疾患(肺がんや中皮腫)とばく露の関連に関する医学的知見が昭和四十六年以降には確立していたことなどから「より徹底した石綿粉じんばく露対策が求められており、そのためには、局所排気装置による粉じんの飛散防止等の対策とともに粉じんの吸引を防ぐための防じんマスクの使用も重要である」と判示し、平成四十七年九月三〇日以降、平成七年四月一日までの不作為の違法性を認めた点などを鑑みるに、本判決の防じんマスクに関する判断過程とその結論は疑問なしとしない。

(3) 一陣高裁判決の評釈として、吉村良一「判批」法時八三卷一〇号(二〇一一年)六八頁、下級審判決全体の評釈として、野呂充「判批」法時八四卷一〇号(二〇一二年)六四頁、二陣高裁判決の評釈として、朝田とも子「判批」法セミ七二五号(二〇一四年)一四七頁、大

久保規子「判批」環境と公害四四卷一号（二〇一四年）二二頁が
ある。本判決の評釈として、大塚直「判批」民事判例X（二〇一五年）
一一四頁、山下竜一「判批」法セ七七二〇号（二〇一五年）一一五
頁、久松弥生「判批」ジュリ臨時増刊一四七九号（二〇一五年）五四
頁、鎌田幸夫「判批」労働法律旬報一八三七号（二〇一五年）七頁、
戸部真澄「判批」新・判例解説Watch 一六号（二〇一五年）六七頁、
松本和彦「判批」法時八七卷二号（二〇一五年）九二頁がある。

(4) 本件訴訟の下級審判決が出た段階で、これらの判決が「先例」として筑豊じん肺最高裁判決を意識していることを指摘したものと
して、高木光「省令による規制権限の「性質論」——泉南アスベスト国
賠訴訟を素材として——」NBL九八四号（二〇一二年）三六頁以下
参照。

(5) なお、迅速性と専門技術性とは、本判決においても説示されて
いる通り、法律による包括的委任を正当化する要素である。したがっ
て、この二つの要素を性質として有する命令制定・改正権限は、包括
的委任を前提とするものに限定されると考えられる。

(6) 「しかも、水俣病による健康被害の深刻さにかんがみると、直
ちにこの権限を行使すべき状況にあったと認めるのが相当である。」
（判時一八七六号一〇頁）

(7) 「県知事の上記権限の不行使は、…近隣住民の生命、身体に危害
を生じさせる結果をもたらすものであるから、…国家賠償法一条一項
の適用上違法となる」

(8) 本件一陣一番判決及び二陣一番判決は、裁判所の判断の部分で、
「石綿粉じんばく露による健康被害が不可逆的で重篤化する」という特
質を有することに照らすと、その対策は喫緊の重要課題であった。」
（二陣一番判決は加えて「労働者の健康や生命の安全を蔑ろするこ
とはできないというべきである」とする。）等を指摘していることか

ら、生命、身体等の利益の保護を重視したといえるが、二陣高裁判決
は医学的知見に関する裁判所の判断の部分で、「石綿粉じん肺は他のじん肺
と同様に、進行性・不可逆性という特徴を持った慢性かつ重篤な疾患
であることの医学的知見が集積されていた」と述べるにとどまり、最
高裁では、石綿肺や健康被害の情報・状況につき、原審の確定した事
実関係の概要で触れるにとどまり、判断の部分では判示していない。
(9) もっとも、本判決の射程において後述するように、ここで整理
は医学的知見が問題となる事案、すなわち、人の生命・身体の安全の
保護が問題となる事案に限定される。

(10) 宅地造成等規制法に基づく規制権限の不行使が違法であるとして
国家賠償請求訴訟が提起された事案における広島地判平成二四・九・
二六判時二一七〇号七六頁、県知事による産業廃棄物処分場の事業者
に対する除去の義務付けを求めた非申請型義務付け請求訴訟の事案に
おける福岡高判平成二三・一二・七判時一二二二号四五頁等。

(11) 松本・前掲注（3）、九四―九五頁。本判決匿名評釈・判時二二
四一―四四頁も参照。

(12) 前掲注（8）も参照。

(13) なお、この通達への着目は、「罰則をもって」設置の義務付けを
行うべき旨の判示と対の関係にあるようにも思われるが、必ずしもそ
うとはいえない。本件訴訟においては、「罰則をもって」の文言が初め
て判決文に登場するのは、二陣一番判決であり、その論理は以下の通
りである。すなわち、旧安衛則一七三条は、局所排気装置を適当な措
置の一つとして挙げるにとどまり、一律に設置を義務付けているわけ
ではなかった。したがって、罰則をもった義務付けであったとはいえ
ず、かかる義務付けは昭和四六年一月二十八日の旧特化則の四条制定
によってなされたのであり、その時点まで罰則をもった義務付けを行
わなかったことは違法であるというものである。注目すべきは、同判

決がすでに通達に着目、判断上も説示していることであり、このことは、通達との対比から罰則をもった義務付けが導かれているのではないことを明らかにしている。二陣最高裁判決がこの判令を改めることなく引用していること、そして、二陣最高裁判決も同じ立場をとり、一陣最高裁判決も同じ判決文を用いていることから、「罰則をもった」設置の義務付けは、通達との対ではなく、罰則をもたない法令上の規定との対になっているというべきであろう。

(14) 本判決でいうところの「技術的知見」と同義である。

(15) 山本隆司・金山直樹「筑豊じん肺最高裁判決」判批「法協一二二巻六号(二〇〇五年)一九一―一九三頁、野呂充「不作為に対する救済」公法研究七二号(二〇〇九年)一七五頁。

(16) かかる考えは、筑豊じん肺最高裁判決との均衡という点でも評価することができる。すなわち、かかる考えに基づかない限り、行政が装置の普及に努めていた本件に比べ、なんらの措置もとらずに、むしろ国策として炭鉱事業を推進していた筑豊じん肺最高裁判決のほうが、違法性の発生時点が遅いというのは均衡を欠くように思われるのである。

(17) 前掲注(10)の諸判決のほか、建設アスベストに関する東京地判平成一八・七・七判時一九四〇号三頁、同平成二四・一二・五判時二一八三号一九四頁、大阪地判平成二八・一・二二判タ一四二六号四九頁等、戸部・前掲注(3)、五九頁、大塚・前掲注(3)、一一五頁も参照。

(18) 前掲注(17)の大阪地裁平成二八年判決参照。本判決の前に判断が示された、前掲注(17)の東京地裁平成二四年判決は、じん肺法制定時を基準にしており、大阪地裁平成二八年判決では本判決の影響があったと考えられる。